

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会顕彰規程

平成元年4月1日
規程 第20号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、社会福祉事業の振興に寄与し、又は社会福祉事業のため篤志寄付をした個人若しくは団体に対して深く感謝の意を表し、社会福祉の進展に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(感謝及び表彰の方法)

第2条 この規程による感謝（以下「感謝」という。）は、社協会長から感謝状及び記念品を贈呈して行うものとする。

2 この規程による表彰（以下「表彰」という。）は、社協会長から表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

(感謝の対象)

第3条 感謝の対象は、次の各号に定める標準額（物品については評価額）以上の寄付を行ったものとする。ただし、反社会的勢力からの寄付は受け入れないものとし、感謝の対象から除外する。

(寄付者区分)	(標準額)
---------	-------

- | | |
|--------|------|
| (1) 個人 | 5万円 |
| (2) 団体 | 10万円 |

2 前項に定める標準額に満たない寄付があった場合でも、その寄付行為が特に感謝に値すると認められるときは、感謝の対象とすることができる。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 団体は3年以上、個人は5年以上で、社会福祉事業の振興に多大の功績があったものとする。尚、団体とはボランティア団体、NPO法人、企業等をいい、個人は、民生委員・児童委員、社協役員、ボランティア等をいう。
- (2) その他、社協会長が必要と認めたもの

(顕彰の時期)

第5条 顕彰の時期は、社協会長が別にこれを定める。

(追 彰)

第6条 被顕彰者が顕彰日以前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼって感謝状又は表彰状及び記念品を遺族に授与し、追彰する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月22日から施行する。